

# 第2回検討委員会における指摘事項への対応案 (提言関係)

# 指摘事項への対応案(提言関係)①

No.	主な指摘事項等	対応案	提言等への反映
1	<p>○アンケートによる管理者からの意見にガイドライン改訂でどう対応するか整理が必要。</p> <p>○操作員が危険な状態となった場合の対応について、避難命令や避難指示を行うと回答しているのは建前かもしれない。本音を踏まえてガイドライン改訂に反映しなければならない。</p>	<p>○管理システムにおいて、現場操作員の危険時における<u>退避ルール</u>を明確化し、現場操作員に周知徹底すべき旨を提言に記載。</p> <p>○別紙1、別紙2のとおり。</p>	2. (1)現場操作員の安全を最優先とした退避ルールの確立
2	<p>○水門・陸閘等の対策の他、様々な津波対策の検討が同時に進められている。水門・陸閘等の対策単独ではなく、総合的にどう人命を守るかが大事。</p>	<p>○各所で行われている各検討相互の連携を意識し、総合的な津波・高潮対策とする旨を提言に記載。</p>	3. おわりに
3	<p>○「管理委託」と「人材育成」のようなソフト対策は重要だが、お金が付かず付録的な扱いになることが多い。予算面の手当てを含め、施設整備とセットで進めるべき。</p>	<p>○水門・陸閘等はとりわけハードとソフトの組み合わせ・総合化が重要な分野であり、文字通りハード・ソフトを組み合わせた総合的な検討を進めるべき旨を提言に記載。</p>	3. おわりに
4	<p>○津波到達時間が短く、人が閉めにいくことができない地域もある。とは言え、施設数が多く、全て遠隔操作化するというのは難しい。民間企業から陸上設置の浮上式の陸閘の提案もあるが、信頼性や安全性の確保が課題。このような新技術の信頼性・安全性を上げる(確認する)取り組みもすべきと思う。</p>	<p>○<u>モデル事業の実施</u>や<u>新技術の評価</u>など、<u>新技術の普及に向けた仕組み作り</u>に積極的に取り組むべき旨を提言に記載。</p>	2. (7)水門・陸閘等に係る技術開発・新技術の適用促進に向けた取組の実施

## 指摘事項への対応案(提言関係)②

No.	主な指摘事項等	対応案	提言等への反映
5	○委託契約書がない場合の問題は、責任の所在が不明確なだけではなく、受託者の身分保障や被災時の補償にも繋がるので課題として書き出した方が良いのではないか。	○ <u>管理委託は契約書等により、責任の所在を明らかにすべきこと、受託者の身分の明確化、被災時の補償等を含め、適切な管理委託のあり方を整理するよう検討すべきことを提言に記載。</u>	2. (5)管理委託のあり方の見直し
6	○技術開発について、地域の状況をよく知る地場産業と連携し、地域のノウハウを活用していくという視点も必要。	○高知県における新事業分野の公的調達を推進する新たな制度を提言で紹介。	2. (7)水門・陸閘等に係る技術開発・新技術の適用促進に向けた取組の実施
7	○市町村は県管理施設に関する意識が高くないことがあるが、市町村地域防災計画にも水門・陸閘等のことを記載すべきと思う。	○市町村地域防災計画における避難に関する事項等は水門・陸閘等の操作と密接に関係するため、 <u>水門・陸閘等の管理運用に係る事項をこれら計画に具体的に記載するなどの取組が重要である旨を提言に記載。</u>	2. (5)管理委託のあり方の見直し

# 【別紙1】アンケート調査において管理者が挙げた課題に対する対応

## 現場操作員の安全性の確保に関する課題

現場操作員が危険な状態となった場合に管理者が避難指示等を行うこととなっている運用例がある(約3割)一方、現場操作員の安全性の確保に関する課題として、「避難指示の内容、時期」や「連絡手段」等が挙げられた。

○詳細にヒアリングを行ったところ、避難指示等を行うこととなっているものの、災害発生時にこれらの指示等を現場操作員に伝達する基準等を設けていないなど、指示等を的確に伝達できない可能性があり、最終的には現場操作員の判断で避難を行う場合が多いと考えている管理者がいることが明らかとなった。

○また、停電や通信の輻輳等により、連絡手段が使用できなくなる場合や連絡手段が十分整備されていない場合も考えられる。



○このため、避難指示の内容、時期等をあらかじめ定めておくだけでなく、避難指示等を待たない退避ルールも定めなければならない旨ガイドラインに追加。(第6章第1節1. 1)

○さらに、災害時には停電や通信の輻輳など指示・報告の支障となる事態が発生することも想定し、必要に応じ二重化を図るなど、確実に指示・報告ができるよう留意する旨ガイドラインに追加。(第5章第2節2. 3)

○また、ガイドラインの添付資料1「津波・高潮対策 体制・運用チェックシート」において、下記の項目をチェックすることとなっている。

『何を、何時、誰に伝達する(伝達系統)明確か。』

『どのように伝達するか(伝達方法)明確か』

『気象庁の津波・高潮警報等が発表された場合の対応は定められているか』

『連絡不能時の対応は定められているか。(バックアップ体制)』

これらの項目を含め、体制・運用の把握においては、様々な状況を想定し、訓練を実践的に行った上で整理することが望ましい旨ガイドラインに追記。(第3章第2節2. 1)

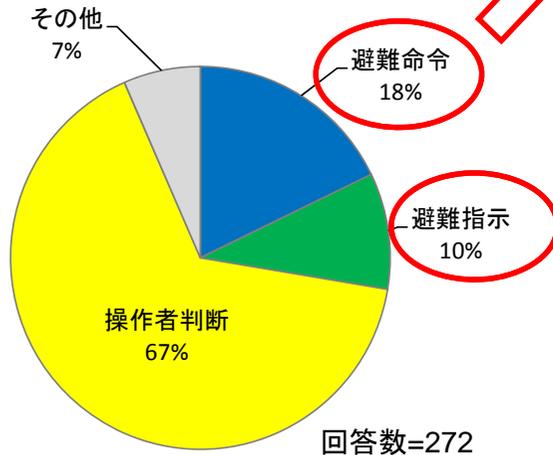
## 水門等の自動化・遠隔操作化に関する課題

自動化・遠隔操作化に関する課題として、「多大な費用、予算等が必要」との回答が約7割あった。

○国は、コスト面が課題となっていることを勘案し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等を緊急に促進する具体的な方策(例:予算配分の重点化)を提示すべき旨提言に記載。(2. (2)水門・陸閘等の統廃合・常時閉鎖と自動化・遠隔操作化等の促進)

# 【別紙2】現場操作員が危険となった場合の対応の実態について

現場操作員が危険な状態となった場合の対応  
(第2回委員会資料より)



出典：農林水産省及び国土交通省調査(平成25年2月)  
※東北3県は調査対象外

現場操作員が危険な状態となった場合、「避難命令」、「避難指示」により対応と回答した管理者の中から、計13管理者に対し、実態を事例調査

## 【避難命令、避難指示を出す根拠】

- 指針、通知、マニュアル等で定めている。(計4管理者が同趣旨の回答)
- 特段根拠はない。(計9管理者が同趣旨の回答)

## 【避難命令、避難指示を出す基準】

- 市町村長による避難勧告・避難指示を基準としている。(計3管理者が同趣旨の回答)
- 独自のマニュアルで基準を定めている。
- 特段基準はない。(計9管理者が同趣旨の回答)

## 【避難命令、避難指示の伝達手法】

- 移動無線、携帯電話、防災無線等で伝達することとしている。(7管理者が同趣旨の回答)
- 市町に委託しており、各市町の伝達方法による。
- 特に考えていない・定めていない。(計5管理者が同趣旨の回答)

## 【実際には操作者判断となる可能性があるか】

- 現場での判断は考えられない。(計2管理者が同趣旨の回答)
- 現場操作員の判断による場合もあると考えられる。(計4管理者が同主旨の回答)
- 指示を出すまでに時間がかかり、操作員が多く、通信手段が機能しない場合もあり、操作者判断による可能性が高いと考えられる。(計5管理者が同趣旨の回答)
- 実際は現場での操作者判断となっている。(計2管理者が同趣旨の回答)

「避難命令」または「避難指示」を行うこととなっているものの、実際には、災害発生時にこれらの命令や指示を的確に水門・陸閘等の操作者へ伝達できない可能性があり、操作者判断で避難を行う場合が多いと考えられる。